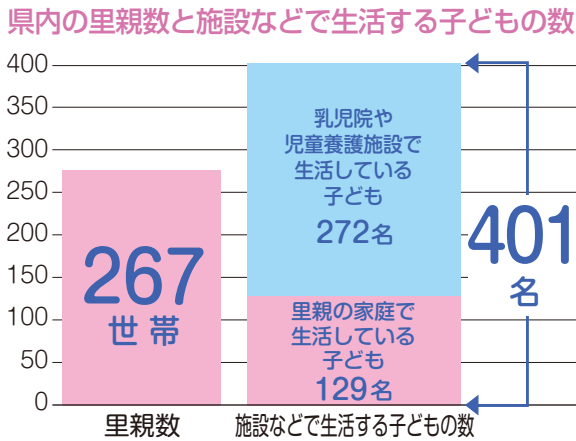


知っていますか？

# 「おうち」を必要とする子どもたちと、里親制度のこと



※ファミリーホームとは、里親と元施設職員などの養育者が、子どもを家庭に迎え入れて一緒に生活するおうちです。  
 (令和5年10月1日現在)

家庭の事情で保護者から離れ、乳児院や児童養護施設などで生活している子どもが、県内には約400名います。  
 そのような子どもを、より家庭的な環境で生活できるようにするため「里親制度」があります。  
 里親とは、子どもを家庭に迎え入れ、愛情を持って育ててくれる方のことです。現在、県内では129名が、里親の家庭(※ファミリーホームを含む)で暮らしています。

どうして「里親制度」が必要なの？

子どもが心身ともに健康に成長するにあたって、信頼できる特定の大人との間で愛着関係を築くことは大切です。より家庭に近い環境での養育は、大人との信頼関係を深め、子どもが安心して過ごせる環境につながります。  
 また、家庭的な環境を体験することで、将来大人になった時に自分が築いていく家庭のイメージを持つようになります。

「養子」とは何か違うの？

法律上も自分の子どもとして迎え入れる養子とは違い、里親は一定の期間子どもを養育する制度です。期間は子どもが自分の家庭で暮らせるようになるまでの間だったり、子どもが成人して自立するまでの間だったりさまざまです。長期間であっても短期間であっても、温かい家庭で生活できることは子どもにとって非常に重要です。

## 里親の種類

### 養子縁組里親

養子縁組を結ぶことを前提に、養子縁組が成立するまでの間、子どもを養育する里親です。

### 親族里親

実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

### 養育里親

子どもを一定期間、家庭へ迎え入れて養育する里親です。

毎日一緒に暮らすだけでなく、普段は他の里親に委託されている子どもを短期間養育したり、児童養護施設で生活している子どもを週末や長期休みなどの決まった期間養育したりすることもあります。

### 専門里親

養育里親のうち、虐待や非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

# 人生が豊かになった里親制度

現在も里親として子どもを受け入れている  
安田さんご夫婦にお話を伺いました。



里父 やすた ひろし 安田 弘さん 里母 やすた えみこ 安田 恵美子さん

## 里親になったきっかけを 教えていただけませんか？

子どもができなくて悩んでいる時期に、テレビで里親制度のことを知って、興味を持つようになりました。娘が生まれた後も、里親登録までは踏み切れずにいましたが、里親が足りないということをポスターで知って、登録してみようとなりました。

## 里親になってみて、いかがでしたか？

10年以上前に初めて子どもを受け入れましたが、家族みんなで大喜びでした。娘も中学生という多感な時期ではありましたが、弟や妹のように進んで面倒をよく見てくれていました。苦勞することもありましたが、一緒に生活することで、人生が豊かになり、毎日がより楽しくなりました。

20人近くの子どもの受け入れてきましたが、受け入れ期間はさまざまで、短い期間だと3日間、最長で8年間ほどでした。社会で育てないといけない子どもが目の前にいる時に、里親として協力し、少しでも子どもの力になればと思います。

## 里親を支えてくれる制度として どのようなものがありますか？

各地域の児童相談所で、定期的に「里親サロン」というものが開催されています。里親同士が交流し、子どもとの生活についてお互いに悩みを共有しながら話し合うことで、不安や悩みを解消しています。

また、里親に興味がある方を対象に、「里親入門講座」も開催しています。10月に開催された講座には、講師として参加させていただき、少しでも皆さんの後押しになるよう、自分の体験などをお伝えしました。



里親入門講座で、講話中の様子

## みなさんへメッセージをお願いします。

実子がいる方でも、里親になることはできます。子どもの受け入れにあたっては、国から生活費など金銭的な支援も出るので安心です。悩みごとがある場合は児童相談所がいつでも相談に乗ってくれます。

子どもは社会の宝です。社会全体で子どもや子育てを支えていくことがとても重要です。里親に少しでも興味がある方、温かい家庭環境で子どもを育ててあげたいと思う方は、ぜひ私たちと一緒に里親になってみませんか。



児童相談所の職員と面談中の様子

県内には様々な理由から、親と一緒に暮らすことができない子どもたちがいます。里親制度は、そうした子どもたちが健やかに成長し、一人の大人として自立していく上で、とても大切な制度です。

県では、毎年10月の全国一斉PRや個別相談会などにおける普及啓発のほか、里親を対象とした実践的な研修や交流会を開催するなど、里親の養育力向上を支援しています。

子どもたちが家庭的な養育環境の中で心身に健やかに成長できるよう、深い愛情で子どもを育む里親制度の普及に引き続き取り組んでいきます。

## 知事メッセージ — Message —

「里親」を必要としている  
子どもたちのために

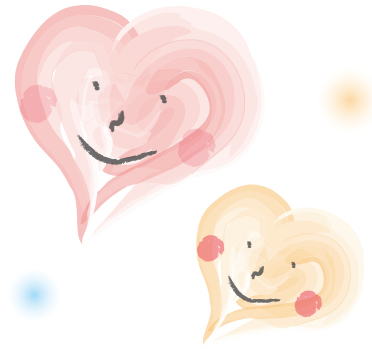
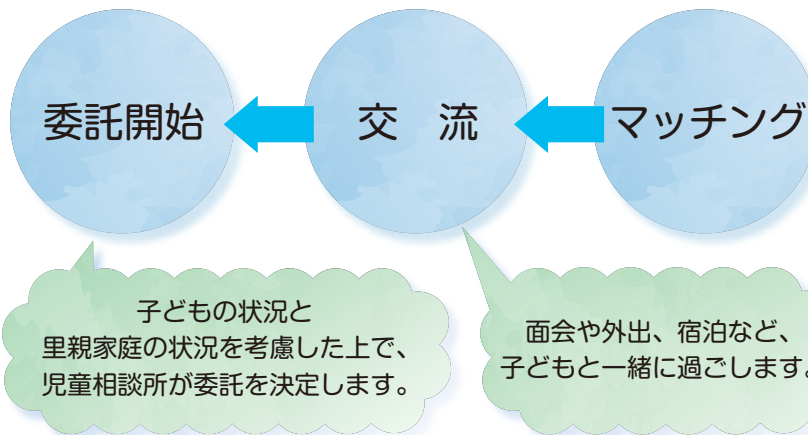
福島県知事 内堀 雅雄



# 里親登録までの流れ



# 登録後の流れ



## 問い合わせ先

里親制度について知りたい方、里親になることを希望される方は、下記までお問い合わせください。

- 県北エリアにお住まいの方  
中央児童相談所 ☎024-534-5101
- 県中・県南エリアにお住まいの方  
県中児童相談所 ☎024-935-0611
- 会津・南会津エリアにお住まいの方  
会津児童相談所 ☎0242-23-1400
- いわき市・相双エリアにお住まいの方  
浜児童相談所 ☎0246-28-3346



## 里親制度に関する Q&A

### Q 子どもの生活費はどうなりますか？

A 生活費、医療費、教育費などの必要な費用は、毎月支払われます。

### Q 実子がいても子どもを預かることができますか？

A 可能です。実子と十分に話し合い、家族のメンバーとして受託に前向きであることが大切です。

### Q 共働き、独身でも登録は可能ですか？

A 可能です。子どもの養育に対応できる家庭状況であることが求められます。

### Q 登録までに費用はかかりますか？

A 里親登録申請手続きや研修の受講に費用はかかりません。(研修を受講する場合の交通費などをご負担いただきます。)